参考資料４

大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府石油コンビナート等防災本部条例（昭和５１年１０月２２日大阪府条例第８５号）第８条に基づき、大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　防災本部の会議（以下「会議」という。） は本部長が招集し、議長となる。

２　本部員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員に委任し、その者を会議に出席させることができる。

３　会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（災害対策本部等）

第３条　大規模な災害が発生した場合、防災本部の円滑な運営を図るために、防災本部に各防災体制に応じ、大阪府石油コンビナート指令部、同警戒本部、同災害対策本部　　　（以下「災害対策本部等」という。）を設置するものとする。

２　災害対策本部等は、原則として府庁新別館北館１階に設置する。

３　災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は本部長は必要に応じ指令部員又は　本部員及び関係者を招集する。

（応援職員）

第４条　本部長は、本部の所掌事務の遂行にあたって、関係機関の応援を要請することができる。

（現地本部）

第５条　災害の規模・態様により総合的な防災活動を実施する必要のあるときは、本部長は、石油コンビナート等現地本部を設置するものとする。

２　現地本部長は、災害発生の市町長又は主たる防災活動が海上である場合は、大阪海上保安監部長（関西国際空港地区（周辺海域）にあっては、関西空港海上保安航空基地長）をもって充てる。

３　現地本部員は、災害現場において、防災活動を行う機関及び特定事業所の本部員又は本部員の指名する者をもって充てる。

（専決処分）

第６条　本部長は、緊急を要した会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、防災本部の所掌事務について専決処分を行うことができる。

２　本部長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

（部会）

第７条　防災本部に部会を置き、部会長が招集し議長となる。

２　部会長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。

３　部会長は、部会において調査し、又は審議した事項を本部長に報告しなければならない。

（幹事会）

第８条　防災本部の幹事をもって幹事会を組織する。

２　幹事会は、本部長が招集する。

３　幹事のうち若干名を常任幹事とし、本部長が指名する。

（庶務）

第９条　防災本部の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。

第１０条　この要綱に定めるもののほか防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が　防災本部に諮って定める。

（附則）

１　この要綱は、昭和５１年１１月２９日から施行する。

２　この要綱は、昭和６２年１１月３０日から施行する。

３　この要綱は、平成３年３月８日から施行する。

４　この要綱は、平成９年５月７日から施行する。

５　この要綱は、平成１６年１０月１日から施行する。

６　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

７　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

８　この要綱は、平成２４年６月２８日から施行する。

９　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

10　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

11　この要綱は、平成２９年３月２８日から施行する。

12　この要綱は、平成３０年１月２９日から施行する。